

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

2025 年 4 月 1 日

東京瓦斯株式会社

2025 年 4 月 1 日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 笹山晋一

東京瓦斯株式会社（以下、「当社」といいます。）及び当社の完全子会社であるティージーグローバルトレーディング株式会社（以下、「消滅会社」といいます。）は、2025 年 1 月 21 日付で締結した吸収合併契約に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日をもって効力を生じております。

2. 消滅会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定（吸収合併の差止請求）による請求に係る手続の経過

消滅会社の株主は当社のみのため、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、本吸収合併の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

消滅会社の株主は特別支配会社である当社のみのため、会社法第 785 条の規定による手続を実施していません。

(3) 会社法第 787 条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続を実施していません。

(4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 14 日付官報及び 2025 年 2 月 14 日付日刊工業新聞において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収合併の差止請求）による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、当社の株主は本吸収合併の差止請求を行うことはできません。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2025 年 2 月 14 日付官報及び 2025 年 2 月 14 日付電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2025 年 4 月 1 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

【別紙】

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収合併に係る事前開示事項)

2025 年 2 月 14 日

ティージーグローバルトレーディング株式会社

2025年2月14日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
ティー・ジー・グローバルトレーディング株式会社
代表取締役 堀坂 研太郎



当社は、2025年1月21日付で締結した吸収合併契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社の有する権利義務を、東京瓦斯株式会社（以下、「存続会社」といいます。）に承継させる吸収合併を行うことといたしました。

当社は、吸収合併消滅会社として、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行していません。

5. 存続会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

6. 存続会社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

存続会社は、2024年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2024年9月9日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 11,558,300株 |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 39,999,847,800円 |
| ④ 取得期間 | 2024年5月7日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(2) 自己株式の消却

存続会社は、2024年9月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式の消却することを決議し、以下のとおり実施しております。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 消却する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 消却する株式の総数 | 11,558,300株（消却前の発行済株式の総数に対する割合2.9%） |
| ③ 消却日 | 2024年10月18日 |

(3) 自己株式の取得

存続会社は、2024年10月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2024年1月24日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 9,209,700株 |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 39,999,788,400円 |
| ④ 取得期間 | 2024年11月18日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(4) 自己株式の取得

存続会社は、2025年1月31日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議しました。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 14百万株（上限とする、発行済株式総数に対する割合3.6%） |
| ③ 株式の取得価格の総額 | 40,000百万円（上限とする） |
| ④ 取得する期間 | 2025年2月5日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

7. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

8. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙 1

吸収合併契約の内容



吸収合併契約書



存続会社 : 東京瓦斯株式会社
消滅会社 : ティージーグローバルトレーディング株式会社



吸収合併契約書

東京瓦斯株式会社（以下「存続会社」という。）及びティージーグローバルトレーディング株式会社（以下「消滅会社」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 存続会社及び消滅会社は、存続会社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）して、存続会社は存続し、消滅会社は解散する。
2. 本合併にかかる存続会社及び消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）存続会社

商号：東京瓦斯株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

（2）消滅会社

商号：ティージーグローバルトレーディング株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

第2条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和7年4月1日とする。但し、存続会社及び消滅会社は、本合併の手續進行上必要があるときは、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第3条（本合併に際して交付する金銭等）

存続会社は、本合併に際して、消滅会社の株主に対して金銭等の交付は行わない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により存続会社の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第5条（本契約の承認等）

存続会社及び消滅会社は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手続その他法令により必要となる手続を行うものとする。

第6条（権利義務の承継）

存続会社は、効力発生日において、消滅会社の資産、負債、契約上の地位、雇用関係及びその他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務等）

存続会社及び消滅会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理をするものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に存続会社及び消滅会社が協議の上、これを実行する。

第8条（本契約の解除等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、存続会社又は消滅会社の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、存続会社及び消滅会社に

よる協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める存続会社及び消滅会社の適法な機関決定並びに法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第10条（本契約規定以外の条項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、存続会社及び消滅会社による協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、存続会社及び消滅会社が記名押印の上、存続会社が保有する。

令和7年1月21日

存続会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長 笹山 晋



消滅会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
ティージーグローバルトレーディング株式会社
代表取締役 堀坂 研太郎





別紙 2

存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表 2024年 3 月31日現在

東京瓦斯株式会社

資産の部	
	百万円
流動資産	741, 408
現金及び預金	42, 840
受取手形	965
売掛金	350, 684
仕掛品	6, 895
原材料及び貯蔵品	70, 878
前払費用	1, 522
その他流動資産	269, 958
貸倒引当金	△2, 336
固定資産	1, 956, 732
有形固定資産	234, 953
建物	14, 659
構築物	41, 439
機械及び装置	55, 450
工具、器具及び備品	5, 213
土地	104, 327
建設仮勘定	13, 820
その他有形固定資産	43
無形固定資産	96, 684
ソフトウェア	86, 198
のれん	811
その他無形固定資産	9, 674
投資その他の資産	1, 625, 094
投資有価証券	53, 525
関係会社株式	929, 203
長期貸付金	596, 352
繰延税金資産	21, 201
その他投資	33, 903
貸倒引当金	△9, 093
資産合計	2, 698, 141

負債の部	
	百万円
流動負債	695, 607
買掛金	60, 717
短期借入金	222, 713
未払金	46, 646
未払費用	144, 029
未払法人税等	2, 317
契約負債	5, 925
前受金	6, 025
預り金	5, 722
前受収益	1, 221
その他流動負債	200, 288
固定負債	1, 022, 452
社債	544, 799
長期借入金	412, 860
退職給付引当金	57, 764
役員株式給付引当金	254
器具保証契約損失引当金	4, 327
ポイント引当金	480
その他固定負債	1, 966
負債合計	1, 718, 059
純資産の部	
	百万円
株主資本	960, 762
資本金	141, 844
資本金	141, 844
資本剰余金	2, 065
資本準備金	2, 065
利益剰余金	821, 312
利益準備金	35, 454
その他利益剰余金	785, 857
固定資産圧縮積立金	4, 216
原価変動調整積立金	141, 000
別途積立金	339, 000
繰越利益剰余金	301, 641
自己株式	△4, 459
自己株式	△4, 459
評価・換算差額等	19, 318
その他有価証券評価差額金	23, 029
その他有価証券評価差額金	23, 029
繰延ヘッジ損益	△3, 710
繰延ヘッジ損益	△3, 710
純資産合計	980, 081
負債純資産合計	2, 698, 141

損益計算書 2023年4月1日から2024年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用		収益	
	百万円		百万円
売上原価	2,061,584	売上高	2,376,447
(売上総利益)	(314,863)		
販売費及び一般管理費	188,604		
(営業利益)	(126,258)		
営業外費用	20,847	営業外収益	50,164
支払利息	4,143	受取利息及び受取配当金	39,837
社債利息	5,557	雑収入	10,327
貸倒引当金繰入額	7,661		
雑支出	3,484		
(経常利益)	(155,575)	特別利益	4,557
		投資有価証券売却益	2,499
		抱合せ株式消滅差益	2,058
(税引前当期純利益)	(160,133)		
法人税等	33,212		
法人税等調整額	2,620		
当期純利益	124,300		

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

東京瓦斯株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						
		資 本 金 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立	海 外 投 資 損 失 準 備 金	原 価 変 動 調 整 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	4,216	210	141,000	339,000	316,839	836,720
当 期 変 動 額										
海外投資等損失 準備金の取崩						△210			210	－
剰余金の配当									△27,530	△27,530
当 期 純 利 益									124,300	124,300
自己株式の取得										
自己株式の処分									0	0
自己株式の消却									△112,178	△112,178
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△210	－	－	△15,198	△15,408
当 期 末 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	4,216	－	141,000	339,000	301,641	821,312

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,658	976,972	18,072	△3,279	14,792	991,764
当 期 変 動 額						
海外投資等損失 準備金の取崩		－				－
剰余金の配当		△27,530				△27,530
当 期 純 利 益		124,300				124,300
自己株式の取得	△113,049	△113,049				△113,049
自己株式の処分	70	70				70
自己株式の消却	112,178	－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			4,956	△430	4,525	4,525
当期変動額合計	△800	△16,209	4,956	△430	4,525	△11,683
当 期 末 残 高	△4,459	960,762	23,029	△3,710	19,318	980,081

個別注記表

東京瓦斯株式会社

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券については、次のとおりです。

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっています。その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっています(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)。

その他有価証券で市場価格のない株式等の評価は、移動平均法による原価法によっています。

② デリバティブの評価は、時価法によっています。

③ 棚卸資産(仕掛品・原材料及び貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5～10年)に基づく定額法を採用しています。のれんは発生原因に応じて、20年以内での均等償却を行っています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しています。数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

③ 役員株式給付引当金は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が役員等に付与するポイント数に相当する当社株式について、退任時等に交付する費用の支出に備えるため、当期末において、役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しています。

④ 器具保証契約損失引当金は、販売器具のメンテナンス保証契約履行に伴い、発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見積額を計上しています。

⑤ ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

①商品及び製品の販売に係る収益

商品及び製品の販売については、主に都市ガス、液化天然ガス（LNG）及び電力の販売であり、顧客との販売契約等で定められた契約条件に基づき、契約期間にわたり供給義務が発生する場合は供給の都度、又は、一時点において商品及び製品の引渡しが行われる場合は引渡時に、顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

電力販売における再生可能エネルギー発電促進賦課金は、第三者のために回収する金額に該当することから取引価格に含めず、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しています。

②サービス提供等に係る収益

ガス機器等に関連した、メンテナンス・保守を含むサービス提供等については、契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しています。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載しています。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

①当期の計算書類に計上した金額

関係会社株式	929,203百万円
雑支出（関係会社株式評価損）	1,318百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

上記資産のうち、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、回復可能性があるとは判断された銘柄を除き、実質価額まで評価損を計上しています。

(ロ) 主要な仮定

実質価額が投資額に対して著しく低下している関係会社株式の回復可能性の有無は、各関係会社の経営環境などの外部要因に関する情報や各関係会社が用いている内部の情報（事業計画、予算など）を使用し、判断しています。当該判断には、売上高に影響する販売量、市場価格等の将来見通し、需給予測を踏まえた市場の動向及び直近実績を反映した各種コストの見通しを用いています。

(ハ) 翌期の計算書類に与える影響

上記の判断は合理的なものであると認識していますが、予測不能な前提条件の変化などにより見通しが変化した場合には、評価損が発生する可能性があります。

(2) 棚卸資産（原料）の評価

①当期の計算書類に計上した金額 65,732百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

(3) 退職給付引当金の算定

①当期の計算書類に計上した金額 57,764百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

(4) 都市ガス販売の検針日から期末日までの未検針期間の収益の見積り

①当期の計算書類に計上した金額

売上高	1,261,186百万円
-----	--------------

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

(5) 電力販売の検針日から期末日までの未検針期間の収益の見積り

①当期の計算書類に計上した金額

売上高	595,136百万円
-----	------------

②その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

その他の流動資産	4,777百万円	(主にデリバティブ取引に係る 差入保証金)
投資有価証券	4百万円	
長期貸付金	18百万円	
(担保に係る債務の金額)	—	(当社が出資する会社等の借入 金の担保に供しています。)

(2) 有形固定資産に係る減価償却累計額

745,477百万円

(3) 保証債務等

保証債務 61,691百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 167,656百万円

長期金銭債権 596,347百万円

短期金銭債務 328,749百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 444,634百万円

仕入高 886,833百万円

営業取引以外の取引高 41,858百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末自己株式数

1,436,376株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産 関係会社株式及び投資有価証券、退職給付引当金

繰延税金負債 その他有価証券評価差額金

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社名	議決権等の 所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
Tokyo Gas America Ltd.	所有 直接100.0	子会社	増資の引受 (注1)	222,022	—	—
TOKYO GAS UNITED KINGDOM LTD.	所有 直接100.0	子会社	増資の引受 (注1)	45,438	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社が子会社の実施した増資を引き受けたもので、増資の引受にあたっては、当該増資を必要とするプロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しています。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	2,456円25銭
一株当たり当期純利益	301円27銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得

当社は、2024年4月25日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しました。

自己株式取得の内容は次のとおりです。

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 17,000,000株
(上限;発行済株式総数に対する割合 4.2%)
- ・株式の取得価額の総額 40,000百万円 (上限)
- ・取得する期間 2024年5月7日から2025年3月31日まで
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

(2) 資本業務提携契約の締結と第三者割当増資の引受けについて

当社は、2024年4月1日に、株式会社レノバと、国内の再生可能エネルギー電源開発や電力の調達・販売、バイオマス事業の運営などでの協業拡大を目的とした資本業務提携契約を締結し、加えて2024年4月17日に、株式会社レノバが実施する第三者割当増資による新株式発行の引受けを行いました。

① 株式取得した会社の概要

- ・名称 株式会社レノバ
- ・所在地 東京都中央区京橋2丁目2番1号
- ・代表者 代表取締役社長CEO 木南 陽介
- ・事業内容 再生可能エネルギー発電所の新規開発・運営管理
- ・資本金 2,387百万円 (2023年12月31日現在)

② 株式取得の内容

- ・取得前の所有株式数 0株
- ・取得した株式の種類 普通株式
- ・取得した株式の総数 11,877,600株 (議決権の所有割合:13.04%)
- ・株式の取得価額の総額 17,816百万円

11. その他の注記

(1) 取締役、執行役及び執行役員に対する株式報酬制度

連結注記表「【その他の注記】1. 取締役、執行役及び執行役員に対する株式報酬制度」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(2) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
エネルギー・ソリューション	都市ガスの製造・販売、LNG販売、トレーディング、電力、エンジニアリングソリューション(エンジニアリング、エネルギーサービス等)等
ネットワーク	都市ガスの託送供給
海外	海外資源開発・投資、エネルギー供給等
都市ビジネス	不動産の開発及び賃貸等

(2) 事業の経過およびその成果

① 当期業績の概要

当期における我が国の経済は、個人消費や輸出の一部に弱さが残るものの、設備投資の回復基調を受けて景気が緩やかに回復してきており、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。しかし、足下の物価上昇、ウクライナや中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等により経済の先行きに注視が必要な状況にあります。

また、脱炭素化とデジタル化が世界的な潮流となる等、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しています。脱炭素化については、官民によるグリーントランスフォーメーション(GX)投資に向けた環境整備が進展しており、関連するイノベーションは社会実装段階に入りつつあります。デジタル化については、生成AI等のビジネスへの活用が急速に進んでいます。このような社会の変化とともにお客さまの価値観も多様化しており、従来と同じやり方で商品・サービスを提供しては、お客さまのニーズに応えきれない時代に突入しています。

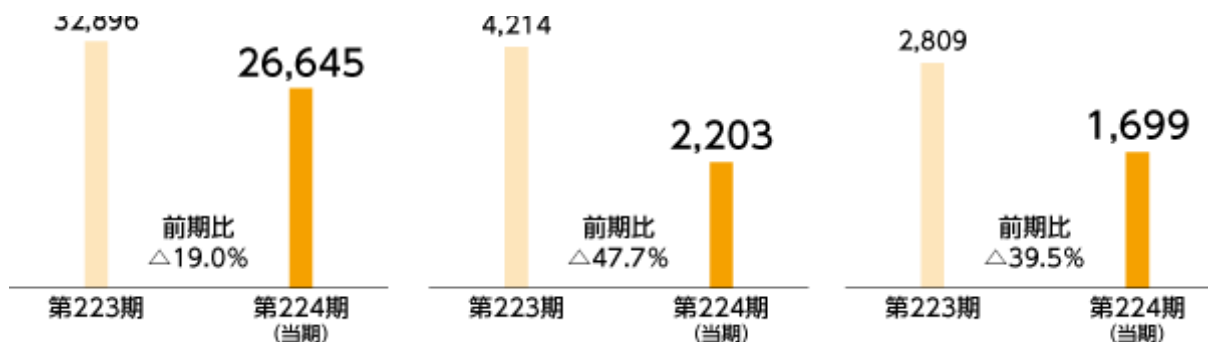
そのような環境変化の中、当社はグループ中期経営計画「Compass Transformation 23-25」の実行初年度として、グリーントランスフォーメーション(GX)・デジタルトランスフォーメーション(DX)・お客さまとのコミュニケーション変革(CX)を軸とした3つの主要戦略(①エネルギー安定供給と脱炭素化の両立、②ソリューションの本格展開、③変化に強いしなやかな企業体質の実現)に基づき、さまざまな施策に取り組んできました。

当期、エネルギー・ソリューションセグメントについては、都市ガスの販売において、発電用の需要減等により工業用の販売量が減少しました。電力の販売においては、小売では件数増により販売量が増加した一方、卸他では卸先の需要減により販売量は減少しました。

ネットワークセグメントについては、託送収益が高気温の影響を受け悪化しました。海外セグメントについては、市況価格の悪化により、豪州、北米のLNG事業等の販売価格の下落等により収支が悪化しました。都市ビジネスセグメントについては、不動産販売収益が増加しました。

このような経済情勢や環境変化により、連結売上高は対前期比19.0%減の2兆6,645億円、営業費用は同14.8%減の2兆4,442億円となりました。

この結果、営業利益は同47.7%減の2,203億円、経常利益は同44.2%減の2,281億円となりました。これに加え、特別利益として投資有価証券売却益を251億円、長期貸付金評価益を22億円、特別損失として減損損失34億円を計上し、法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は同39.5%減の1,699億円となりました。なお、1株当たり当期純利益は同235円11銭減の411円88銭になりました。



② 前期比のポイント

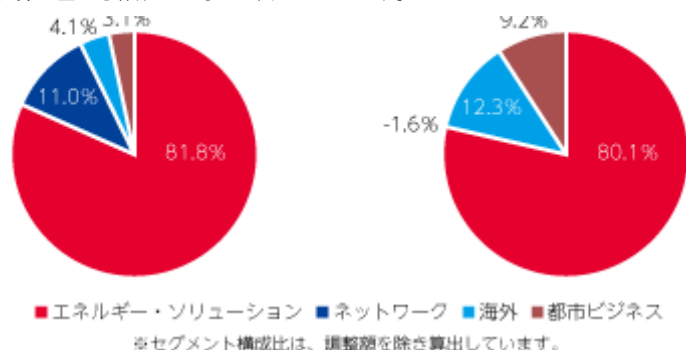
売上高	△6,251 億円	原料費調整に伴う単価減などによる「エネルギー・ソリューション」の売上高減等
営業費用	△4,240 億円	原油価格下落影響などによる「エネルギー・ソリューション」の原材料費減等
営業外損益	+204 億円	為替差損益+83億円 持分法による投資損益+74億円等
特別損益	+252 億円	(当期) 投資有価証券売却益+251億円 長期貸付金評価益+22億円 減損損失△34億円 (前期) 投資有価証券売却益+37億円 事業譲渡益+35億円 減損損失△40億円 投資有価証券評価損△24億円 長期貸付金評価損△21億円

③ セグメント別の概要

(単位：億円)

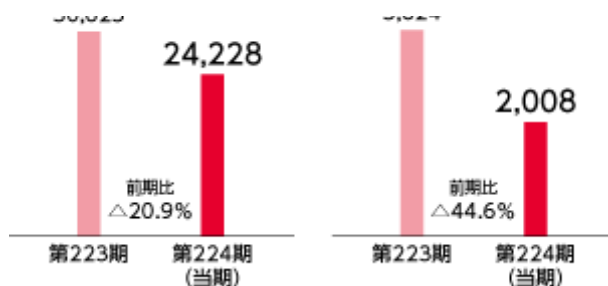
	売上高				セグメント利益 (営業利益+持分法損益)			
	第224期 (当期)	第223期	増減	%	第224期 (当期)	第223期	増減	%
エネルギー・ソリューション (持分法損益含む)	24,228	30,625	△6,397	△20.9	2,008	3,624	△1,616	△44.6
ガス	17,014	21,496	△4,482	△20.8	1,472	2,894	△1,422	△49.2
電力	6,328	8,563	△2,235	△26.1	352	509	△157	△30.9
ネットワーク	3,264	3,368	△104	△3.1	△39	59	△98	－
海外	1,200	1,599	△399	△24.9	308	679	△371	△54.6
(持分法損益)	－	－	－	－	10	△51	61	－
都市ビジネス (持分法損益含む)	911	626	285	45.4	229	151	78	51.2
調整額	△2,959	△3,323	364	－	△272	△345	73	－
セグメント合計額	26,645	32,896	△6,251	△19.0	2,233	4,170	△1,937	△46.4
(持分法損益)	－	－	－	－	30	△44	74	－

- (注) 1. セグメント別の売上高には、事業間の内部取引を含みます。
2. 「エネルギー・ソリューション」には、都市ガス、LNG販売、トレーディング、電力、エンジニアリングソリューション等を含みます。
3. 「ガス」には、都市ガス、LNG販売、トレーディングを含みます。
4. セグメント利益の調整額の主なものは、各セグメントに配分していない全社費用です。
5. 当期より、地域行政・自治体に対するサービス提供体制の見直しを実施したことに伴い、従来ネットワークセグメントに含んでいた事業の一部を、エネルギー・ソリューションセグメント、及び全社に移管しました。なお、前期のセグメント情報は、上記セグメント変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しています。



エネルギー・ソリューション

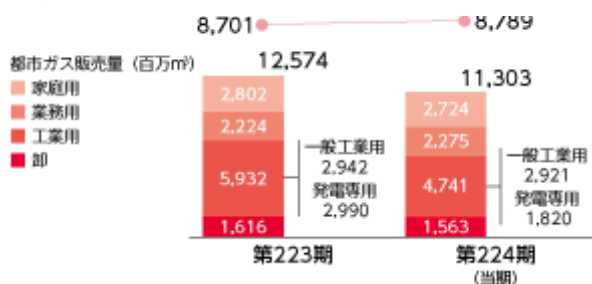
都市ガスの製造・販売、LNG販売、トレーディング、電力、エンジニアリングソリューション（エンジニアリング、エネルギーサービス等）等



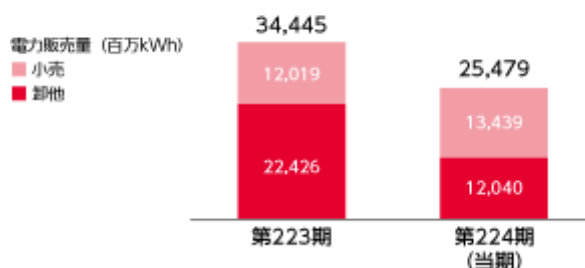
▶ 売上高は、ガスの原料費調整による売上単価の下落及び電力の販売量の減少等により、前期に比べ20.9%減の2兆4,228億円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ44.6%減の2,008億円となりました。

【 都市ガス販売量・件数 】



【 電力販売量・件数 】



【 都市ガス販売量の主な増減理由 】

家庭用	高気温影響等による給湯需要減
業務用	高気温影響等による空調需要増
工業用	需要家の稼働減
他事業者向け供給	供給先稼働減

【 電力販売量の主な増減理由 】

小売	件数増
卸他	卸先の需要減

TOPICS

カーボンニュートラルの実現を見据えたLNG火力発電事業に関する投資意思決定

当社は、2023年7月21日、千葉県袖ヶ浦市において検討を進めていたLNG火力発電所の事業化（以下「本事業」）について、投資意思決定をしました。

本事業では、将来的な水素の活用を見据え、水素混焼が可能な最新鋭の高効率ガスタービンコンバインドサイクル発電195万kWを導入し、2029年度より順次運転開始することを予定しています※。

当社は、グループ経営ビジョン「Compass2030」で「CO₂ネット・ゼロへの挑戦」を掲げており、その実現に向け、再エネ取引量600万kWを目指しています。エネルギーの安定供給に加え、再エネ調整力としてのガス火力増強を通じて、ガス体と再エネの両輪で責任あるトランジションをリードし、お客さまとともに「脱炭素社会の実現」に貢献してまいります。

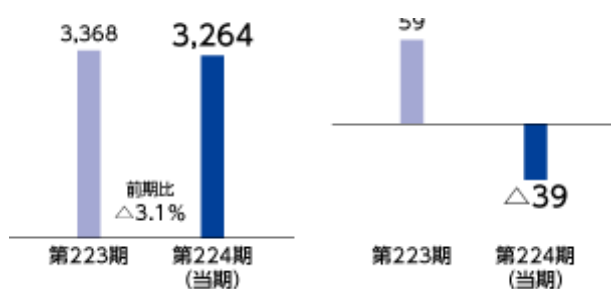
※ 水素混焼は水素供給網の確立が前提です。



完成予想図

ネットワーク

都市ガスの託送供給



▶ 売上高は、高気温影響による託送収益減等により、前期に比べ3.1%減の3,264億円となりました。

セグメント損益は、前期は59億円の利益を計上していましたが、98億円悪化し、39億円の損失となりました。

TOPICS

東京都水道局と東京ガスネットワークによる包括連携協定の締結

東京都水道局と当社の100%子会社東京ガスネットワーク株式会社は、2023年7月11日、インフラ事業の発展と地域社会への更なる貢献を目的とした包括連携協定（以下「本協定」）を締結しました。

本協定を通じて、ICTの活用およびDXの推進、現場業務の効率化、災害時対応、人材育成など幅広い領域での連携に取り組んでいます。

近年、風水害や首都直下地震等の大規模自然災害への備えが求められ、将来的な人口減少による労働力不足も見込まれる中で、デジタル技術の活用による業務効率化が重視されていることを背景に、本協定の締結に至りました。本協定は、これらの課題解決に向け、両者が知見やノウハウを共有し、協力して取り組むことにより、社会貢献とともに、インフラ事業の発展を目指します。

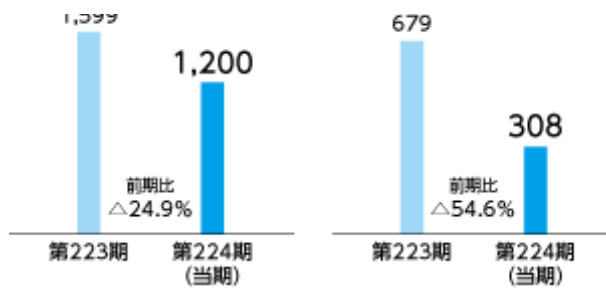


包括連携協定締結式の様子

左から東京ガスネットワーク：沢田 聡 社長、東京都水道局：西山 智之 局長

海外

海外資源開発・投資、エネルギー供給等



▶ 売上高は、豪州、北米のLNG事業等の売上単価の下落等により、前期に比べ24.9%減の1,200億円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ54.6%減の308億円となりました。

TOPICS

米国テキサス州・ルイジアナ州における天然ガス開発・生産事業会社「ロッククリフ・エナジー社」の全株式取得

当社は、2023年12月28日付（現地時間）で、当社の100%子会社東京ガスアメリカ社が出資する米国テキサス州のガス開発・生産事業会社TG Natural Resources LLCグループを通じて、Quantum Energy Partners が出資する、米国テキサス州にてガス開発・生産事業を行う会社Rockcliff Energy II LLC※の全株式を取得し子会社化しました。

今後、米国内でLNG輸出基地の新設が進むなど、天然ガス需要の増加が見込まれている中、東京ガスグループは、中期経営計画「Compass Transformation 23-25」において、北米でのシェールガス事業の拡大を掲げており、今回の株式取得により海外における安定した収益基盤の構築を見込んでいます。

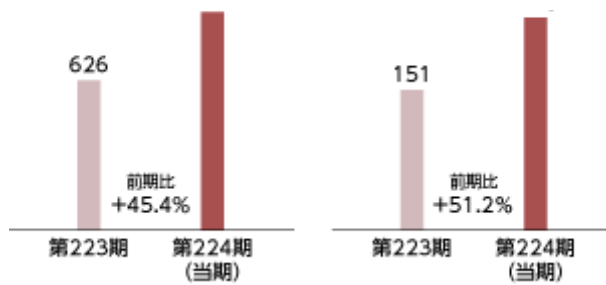
※Rockcliff Energy II LLCは、2024年4月1日付で、TGNR Intermediate Holdings LLCに社名変更しています。



当社が参画するシェールガスの開発現場

都市ビジネス

不動産の開発及び賃貸等



▶ 売上高は、不動産販売収益の増加等により、前期に比べ45.4%増の911億円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ51.2%増の229億円となりました。

TOPICS

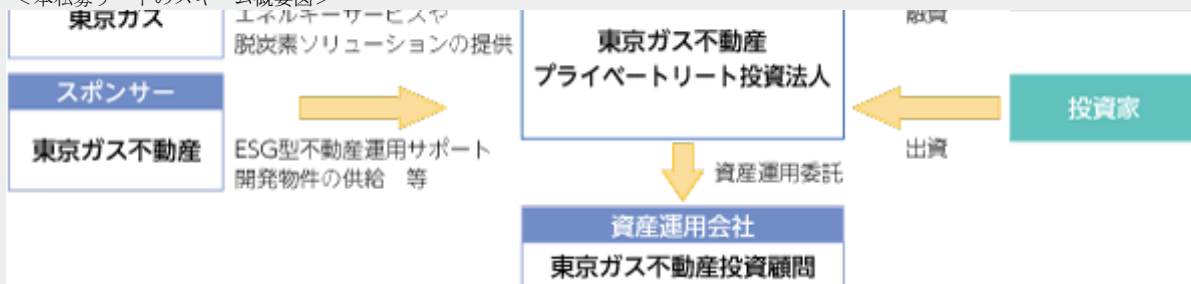
「東京ガス不動産プライベートリート投資法人」の運用開始
～私募リートを通じたESG価値共創により持続可能なまちづくりに貢献～

当社の100%子会社東京ガス不動産株式会社は、ESG価値共創を指向する私募リート「東京ガス不動産プライベートリート投資法人」（以下「本私募リート」）を設立し、2024年3月1日より運用を開始しました。現在約200億円の運用資産規模を、2025年に500億円以上に拡大することを目指します。

本私募リートでは、東京圏に限定した賃貸住宅やオフィス等を投資対象とし、投資家*の皆さまと共にESG価値を共創することを主要なコンセプトに掲げています。物件の環境性・防災性の向上、脱炭素ソリューションの提供等、ESG型不動産の開発および運用を通じた、東京ガスグループ一体での投資主価値の最大化を目指します。

※ 投資家：スポンサーである東京ガス不動産も、私募リートの成長支援に向けた取り組みの1つとして一部出資を行っております。

<本私募リートのスキーム概要図>



(3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、2,052億6百万円でした。

ガス本支管は当期中に431km増加し、期末の総延長は66,433kmとなりました。

(4) 資金調達の状況

当期は第73回・第74回普通社債の発行および借入金により計500億円調達いたしました。なお、連結有利子負債残高につきましては、前期末に比べ1,779億37百万円増加の1兆4,411億70百万円となりました。

(5) 対処すべき課題

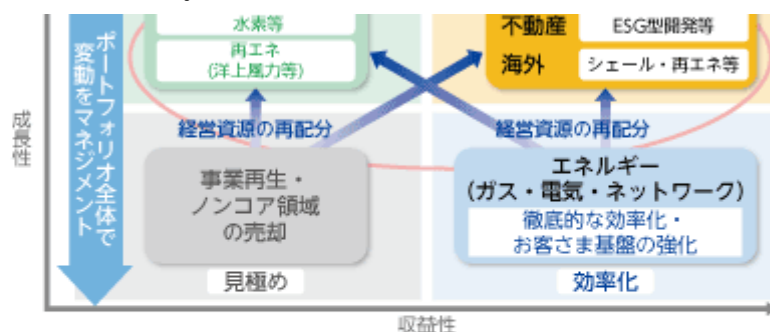
「Compass Transformation 23-25」東京ガスグループ 2023-2025年度中期経営計画（2023年2月発表）で掲げた3つの主要戦略（「①エネルギー安定供給と脱炭素化の両立」「②ソリューションの本格展開」「③変化に強いしなやかな企業体質の実現」）を着実に実行していきます。

当該事業年度に係る3つの主要戦略の取組みは、次頁以降（P.30～39）をご参照ください。
2023-2025年度中期経営計画における主要計数の2023年度実績は、P.40をご参照ください。

<事業ポートフォリオマネジメントの強化>

主要戦略の実行にあたり、「収益性」「成長性」「安定性」の視点をもって事業ポートフォリオマネジメントを強化します（2023年2月公表）。

2023年度から、カンパニー・事業会社別にWACC（資本コスト）を設定し、WACCと比較してROA（総資産利益率）が適切な水準にあるかどうかの定期レビューを開始しました。レビューを通じ、売却も含めた既存事業の収益性向上や、成長領域へのリソースシフトを加速します。



ポートフォリオマネジメントの取組み

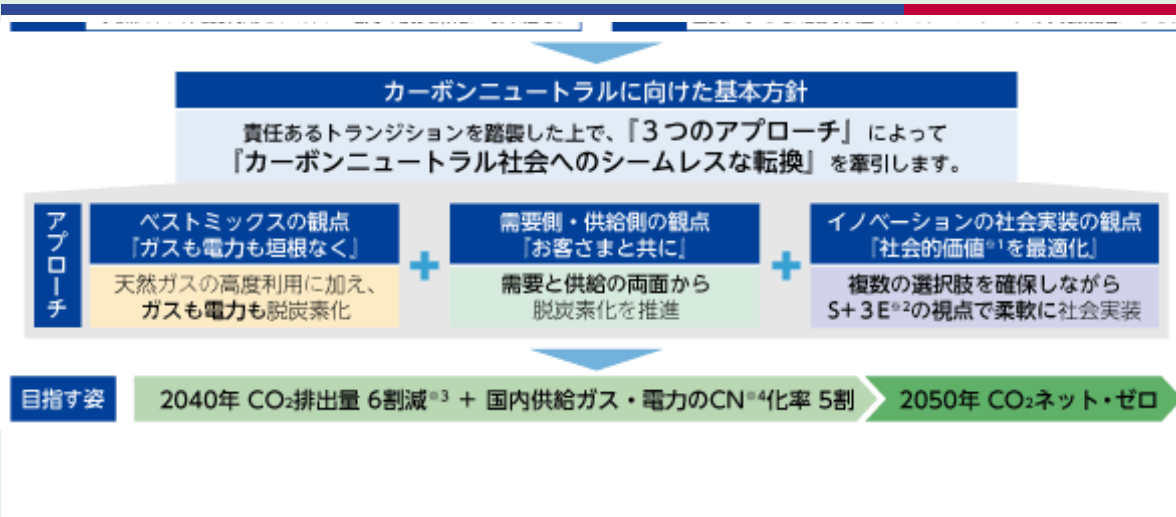
- | | |
|-----------------------|--|
| ① 既存事業同士のつながり・シナジー最大化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 需給一体で市場ボラティリティに対応 ● 国内外での事業間連携を強化 ● 各種商材の組み合わせや活用によるソリューション提供・ESG型不動産開発の推進 |
| ② 中長期的成長の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素に対する社会的な要請の高まりを背景に、再エネ・メタネーションへの投資や脱炭素・分散型ソリューションを拡大 |
| ③ ベストオーナー視点での撤退・売却 | <ul style="list-style-type: none"> ● コア・ノンコア、事業ライフサイクルの見極めにより、資産入替を促進 |

①エネルギー安定供給と脱炭素化の両立

カーボンニュートラルロードマップの公表

「東京ガスグループカーボンニュートラルロードマップ2050ーカーボンニュートラル社会実現に向けた具体的な道筋ー」を2024年3月に発表しました。「責任あるトランジション」を踏襲した上で、「3つのアプローチ」によって「カーボンニュートラル社会へのシームレスな転換」を牽引していきます。

カーボンニュートラルに向けた基本方針



※1 社会的価値：コストに加え、レジリエンスや快適性など、エネルギー以外の価値も含みます。

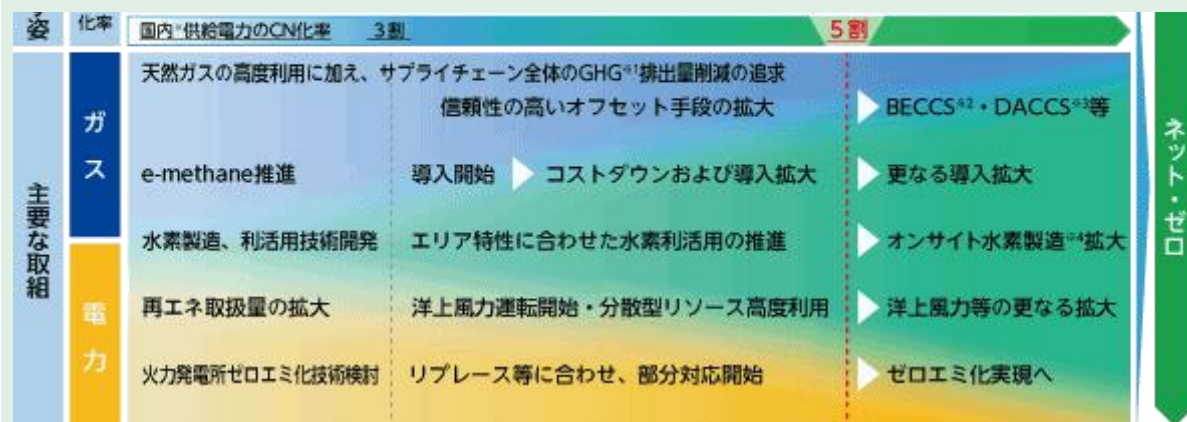
※2 S+3E：“Safety 安全性”を大前提とし、“Energy Security エネルギーの安定供給”、“Economic Efficiency 経済効率性”、“Environment 環境への適合”を同時達成する方針を示し、日本のエネルギー政策の基本方針となっています。

※3 国内へのエネルギー供給（ガス・電力）に関連する、上流を含むサプライチェーン全体の温室効果ガスの排出量であり、CO₂排出量に換算した値。なお、削減率は2022年度比で示しており、現在の国の目標（2030年度に46%削減（2013年度比））に沿って、その後も削減が進捗した場合の水準と整合します。

※4 カーボンニュートラルの略称

カーボンニュートラルロードマップ2050

2020年代はこれまでに推進してきた天然ガスの高度利用と並行し、ガス・電力の脱炭素化の準備を進め、2030年代は脱炭素化技術を実装・拡大して、2040年時点でCO₂排出量を6割減、ガス・電力共にCN化率5割を、その後比率を高め、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。



* 今後改訂していく中で、国内外を含む全体のロードマップへ進化させていきます。

※1 Greenhouse Gas：温室効果ガス

※2 Bioenergy with Carbon Capture and Storage：バイオマスの燃焼で発生した二酸化炭素を分離回収および貯留する技術

※3 Direct Air Capture with Carbon Storage：大気中の二酸化炭素を直接分離回収および貯留する技術

※4 都市ガス中のメタンを熱分解して得られる水素とその製造方法のこと。この製法では水素と固体炭素に分離されるため、CO₂排出がない特徴があります。

-
- この図は、水素の供給チェーンの全過程を示しています。左側には、天然ガス（NG）と石炭ガス化（CCG）からの水素製造（SMR、ATR）が示されています。中央には、水素の輸送（パイプライン、LNG船）と、火力発電（CCGT、OCGT）や工業プロセス（アンモニア、メタノール）への供給が描かれています。右側には、水素の最終利用（燃料電池、ボイラー）と、再生可能エネルギー（太陽光、風力）によるグリーン水素の製造が示されています。また、CO2の回収と貯蔵（CCS）の仕組みも描かれています。
- 【凡例】 ■ NGガス ■ CO2 ■ ゼロエミ電力 ■ 水素

※3 Virtual Power Plant：電力系統に直接接続されているエネルギーリソースを管理・制御することで、発電所と同等の機能を提供すること

A0&Tの高度化

エネルギー市場変動の増大に対応すべく、調整力や環境価値等の新たに成長する市場に適した資産形成の取組みとして、系統用蓄電池事業を推進するほか、お客さま敷地内の蓄電池をはじめとするさまざまなリソースの集約および最適な需給運用を推進してまいります。また、これらの分散型エネルギーリソース（DER）の運用・管理システム「クラーケンフレックス」を導入開始しました（2023年10月公表）。今後もバリューチェーン全体で自社アセットの柔軟性を活かして市場ボラティリティに対応し、自社のガス・電力・環境価値の供給力と調整力、お客さまの需要・分散型リソースを組み合わせたA0&T[※]の高度化を実現してまいります。

※ Asset Optimization & Trading：設備最適稼働とトレーディングの一体運用

＜電力分野におけるデジタル取引プラットフォームの目指す姿＞



参考：2024年4月24日リリース 系統用蓄電池事業への本格参入について

DXによるネットワーク事業高度化・提供価値拡大

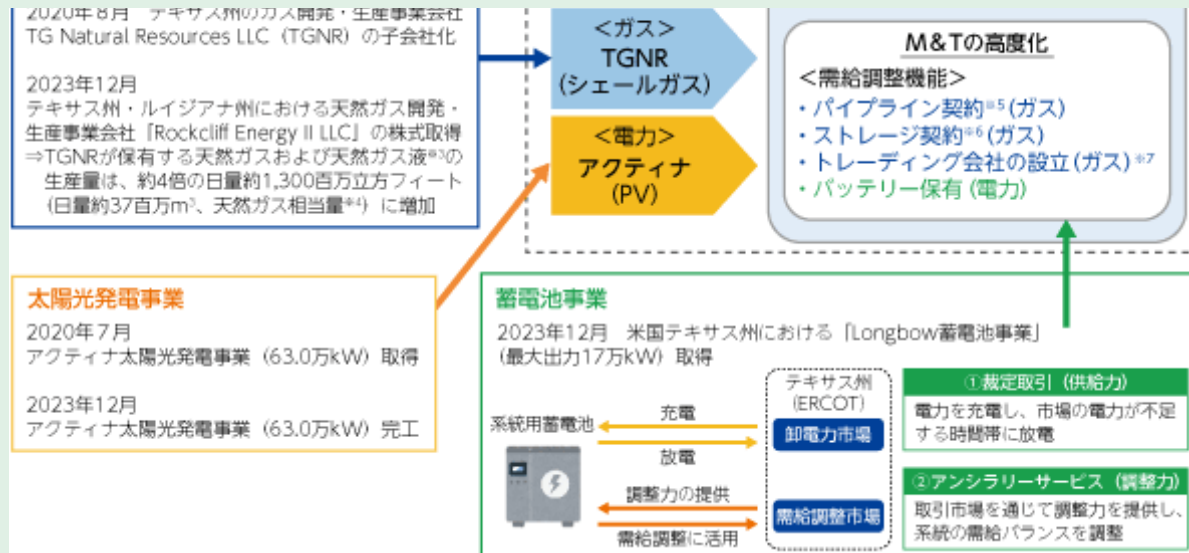
2024年1月から供給エリア全域に都市ガススマートメーターの導入を開始し、2030年代前半の導入完了を目指します（2023年12月公表）。スマートメーターは、従来のガスメーターに無線機能を付加することで「遠隔検針」「遠隔操作」「遠隔データ収集」を可能とするもので、導入により、敷地内に検針員が入らなくても自動で検針が可能となるほか、ガスの開閉栓を遠隔で行うことにより、緊急時や災害時の保安・レジリエンスの更なる強化に寄与することが可能です。

＜スマートメーター通信の仕組み＞



海外事業ポートフォリオの再構築

2030年の事業利益500億円実現に向けて海外事業ポートフォリオの再構築に取り組んでおり、メキシコ天然ガス火力発電事業の売却^{※1}や豪州LNGプロジェクトを売却^{※2}した一方で、当面は北米を注力エリアとして事業展開を進めています。北米エリアでは、「シェールガス・再エネ等の事業を繋ぎ、事業間の相乗効果を高めること」に重点を置き、マーケティング&トレーディング（M&T）機能の確立に取り組みます。



※1 2021年9月16日リリース メキシコMT Falcon発電事業の持分売却の合意について

※2 2022年10月7日リリース 当社子会社による豪州プロジェクト保有会社5社の株式譲渡（連結子会社の異動）に関するお知らせ

※3 天然ガスから分離・回収したコンデンセートなどの液体炭化水素

※4 天然ガス液の生産量を天然ガス相当量に換算し、天然ガス生産量と合算

※5 パイプライン契約を活用し、生産・調達ガスを価格の高い地点で販売する

※6 ガス価格の低い時期（夏季）に貯蔵し、価格の高い時期（冬季）に払い出しを行う

※7 2024年2月6日リリース 北米におけるガスマーケティング・トレーディング事業会社への出資について

②ソリューションの本格展開

ソリューション事業ブランド「IGNITURE（イグニチャー）」の立ち上げ

グリーントランスフォーメーション（GX）・デジタルトランスフォーメーション（DX）などを取り入れた新たなソリューションをご家庭・法人・地域コミュニティのお客さまへ提供する事業ブランド「IGNITURE」を2023年11月に立ち上げました。

「IGNITURE」に込めた3つの提供価値（脱炭素・最適化・レジリエンス）に基づきソリューションを順次拡充し、既存ソリューションとあわせて2025年度までに売上高3,100億円を目指し、ソリューションをガス・電力に次ぐ事業の柱とすることを目指します。



「IGNITURE」の立ち上げ発表時のプレゼンテーションの様子

COLUMN ～IGNITUREに込めた思い～

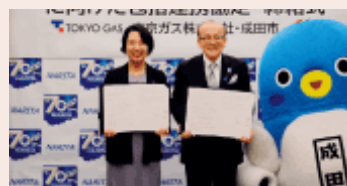
IGNITURE
IGNITE YOUR FUTURE

IGNITUREには、“Ignite（灯す）”と“Future（未来）”を結びつけ、エネルギー（ガス）をオリジンとしつつも、エネルギー分野の枠を超え、未来をつくる原動力となる先進的で多様なソリューションを提供していく、という東京ガスグループの決意を込めています。

また、シンボルマークは、「G」にアクセントをつけることで東京ガスのオリジンを表現し、そこを起点に広がっていく造形によってIGNITUREが未来にもたらす成長（Growth）をイメージしています。

カーボンニュートラル実現に向けたまちづくりの取り組みによる地域課題解決の推進

地域行政・自治体等への広聴広報および脱炭素等のソリューション提供、周辺ガス事業者への卸供給といった地域コミュニティのお客さまへの営業を担う新たな組織として地域共創カンパニーを設立しました（2023年8月公表）。その取組みの一環として「カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定」を各自自治体と締結していきます。



成田市との包括連携協定締結式の様子
左から 東京ガス：小西 雅子 常務執行役員、
成田市：小泉 一成 市長

ESG型・循環型不動産開発の拡大

ソリューションや商圈・分野の拡大により、ESG不動産開発やまちづくりも推進し、持続可能な地域の実現を目指します。

当社グループはこれまで、ESG型不動産開発の推進として、長期保有型開発モデルによる安定成長の実現や、最適エネルギーマネジメントや環境商材、BCP対応といったグループシナジーを発揮したソリューションの提供を進めてまいりました。

今後のESG型不動産開発の推進の取組みの一環として、循環型開発モデルの確立を目指し、不動産資産運用会社である株式会社スプリング・インベストメントを完全子会社化し、東京ガス不動産投資顧問株式会社を立ち上げ（2023年4月公表）、ESG価値をコンセプトとした長期的な安定運用を目指す私募リートの設立に取り組んでいきます（2024年3月公表。詳細はP. 27のTOPICSをご参照ください。）。



組入物件事例：ラティエラ板橋

③変化に強いしなやかな企業体質の実現

バリューチェーンの価値向上に向けたDX推進

英国のオクトパスエナジー社が高度なデジタル技術をもとに開発したカスタマーサービスシステム「クラーケン」の導入を開始し、さらなるCX（顧客体験）向上を実現します。



オクトパスエナジー社

COLUMN ～クラーケンとは？～

問い合わせ・申し込み・料金案内といったさまざまなお客さまとのコミュニケーション情報やお客さま契約情報を一括管理することができるカスタマーサービスシステムです。

拡張性や柔軟性が高く、短期間での仕様変更が可能のため、日々改善をしています。また、結合性が高いため他社SaaSと連携したカスタマーサービスの機能拡充も可能です。

人的資本経営の実践

当社は、東京ガスグループ員一人ひとりと東京ガスグループ双方が成長を実感できる人的資本経営の実践を行っています。多様な人材が能力を発揮いきいきと活躍できる組織を目指し、DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）の推進を行っています。女性活躍はその端緒として位置付けており、23年度は女性役員によるキャリア形成支援イベント、女性特有の健康課題を“組織として対応すべき課題”という認識を共有することを目的としたフェムテックセミナー等を開催いたしました。

さまざまな取り組みの結果、経済産業省・東京証券取引所より、女性活躍推進に優れた企業として、令和5年度「なでしこ銘柄」に選定されました（2年連続、7回目）。

今後も、多様な人材が活躍する組織実現に向け、取り組みを進めてまいります。



フェムテックセミナーの様子



令和5年度「なでしこ銘柄」選定



サステナビリティを重視した経営による事業活動を通じた持続可能な社会の実現

東京ガスグループは、グループ経営理念「人によりそい、社会をささえ、未来をつむぐエネルギーになる。」を体現していくため、サステナビリティ上の重要課題（マテリアリティ）を特定し、事業活動を通じて取り組んでいきます。これにより、社会的価値と経済的価値を両立させて創出していくことを実現していきます。

マテリアリティ（2023年度～）

- | | | |
|------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 1 脱炭素社会への責任あるトランジション | 4 安全と防災の徹底・安心なまちづくりへの貢献 | 6 多様な人材が活躍できる組織の実現 |
| 2 地球環境の保全 | 5 ウェルビーイングなくらしとコミュニティへの貢献 | 7 サプライチェーン全体における人権の尊重 |
| 3 エネルギーの安定供給 | | |

<TOPICS> 気候変動への対応 ～TCFD*提言に基づく開示～

東京ガスグループは、地政学リスクなどエネルギーを取り巻く情勢が不透明な中、社会を支えるエネルギー企業グループとして、足元から中長期にわたって「安定供給」を損なうことなく「脱炭素社会」を実現すべく取

組みを進めています。なお、2019年5月にTCFD提言に賛同し、TCFD提言に基づいた情報開示を行っています。

※Task Force on Climate-Related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース

ガバナンス

■取締役会による監督

取締役会は、経営計画、経営方針その他の当社の経営の重要な意思決定を行っています(例：気候関連リスク・機会を踏まえて設定したマテリアリティを中期経営計画とあわせて決議)。

その上で、経営計画における気候変動対応に関わる重点管理指標（例：CO₂削減貢献量、再エネ電源新規開発量）等について、定期的に執行より報告を受け、その進捗をモニタリングしています。

2023年度における気候変動に関わる取締役会議題例

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| ・東京ガスグループカーボンニュートラルロードマップ2050 | ・統合報告書における非財務情報開示の強化 |
| ・サステナビリティマネジメントの取組み状況 | ・カーボンニュートラル技術開発の状況 |

■執行体制の役割

気候変動対応に関する事案について、経営会議およびサステナビリティ委員会で審議・調整を行い、重要事項について取締役会に報告しています（前項参照）。

執行役社長が委員長を務めるサステナビリティ委員会を年3回開催し、気候変動を取り巻く状況変化をアップデートした上で、気候変動対応に関わる指標の評価・モニタリングや、グループ全体の方向性の検討・調整等を行っています。

戦略

事業を取り巻く環境を踏まえて、以下の表に記載のように想定されるリスクと機会を特定・整理し、事業戦略を検討しています。2020年代はこれまでに推進してきた天然ガスの高度利用と並行し、ガス・電力の脱炭素化の準備を進め、2030年代以降は脱炭素化技術を実装・拡大し、社会全体のCO₂排出量の削減への貢献とともに当社グループのCO₂排出量（Scope1, 2, 3）も2050年CO₂ネット・ゼロを実現します。

カテゴリー		要因		事業影響	
移行	政策	カーボンプライシングの導入		リスク	都市ガス・火力発電事業の費用負担増
	市場	供給	非化石エネルギーの拡大	リスク	都市ガス・火力電力の販売量減
				機会	再エネ電源開発拡大・販売量増
		供給	トランジションエネルギーとしての天然ガスのニーズ拡大	リスク	LNGの価格高騰
				機会	燃料転換の進展による都市ガス・天然ガス販売量増
	需要	エネルギー消費構造の変化		リスク	省エネ・電化の進展による都市ガスの販売量減
				機会	分散型・低圧リソース（再エネ・蓄電池・DR等）を活用したサービス需要拡大
	技術	再エネ・e-methane・水素・CCUS等脱炭素化技術の進展		リスク	都市ガス・火力電力の販売量減
				機会	再エネ・e-methane・水素・CCUSによる収益拡大
	評判	投資基準の低・脱炭素化重視志向		リスク	化石燃料関連事業の資金調達力低下
				機会	脱炭素関連事業の資金調達力向上
物理	急性	異常気象激甚化		リスク	風水害対策費用の増加、生産設備が被害を受けた場合の操業停止リスク
				機会	防災・レジリエンスニーズによる分散型エネルギーの拡大

リスク管理

リスク管理方針のもと、当社グループ事業全体を対象に、毎年度固有リスクを各部門・子会社ごとに抽出・優先順位付けし、経営会議にて「重要リスク」を設定しています。その中で気候変動に関わるリスクも重要リスクとして設定され、全社的リスク管理（ERM=Enterprise Risk Management）体制に統合されています。また、リスク管理委員会が定期的にERM体制の整備・運用状況を確認しています。

指標と目標

脱炭素社会の実現に向け、社会全体のCO₂削減貢献および当社グループCO₂排出量（Scope1, 2, 3）削減等の取り組みの進捗・管理をすべく指標・目標を設定しています（以下主な指標・目標）。

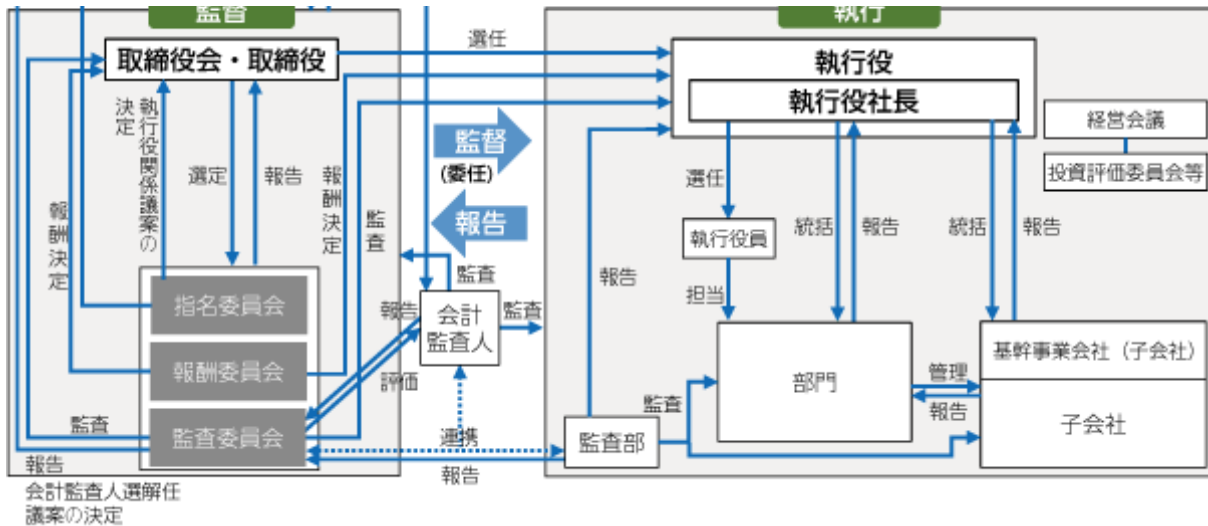
指標	CO ₂ 削減貢献量（2013年度比）	目標	2025年：1,200万t、2030年：1,700万t
	自社活動排出CO ₂ ネット・ゼロ（2020年度比）		2025年：60％達成、2030年：100％達成
	再エネ電源取扱量		2025年：220万kW、2030年：600万kW
	GHG排出量（Scope1, 2, 3）		2050年：ネット・ゼロ

財務基盤強化

主要計数・投資計画

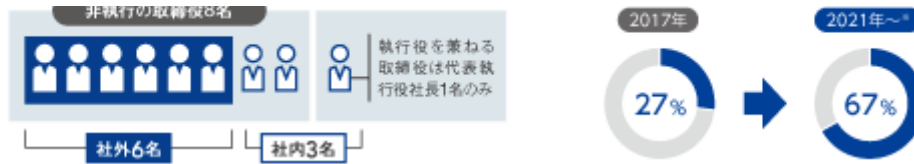
		23-25年度 中計	2024年度 見通し	2023年度 実績	備考
セグメント利益		1,500億円 ※1	1,208億円	2,233億円	
ROA		4%程度 ※1	2.1%	4.5%	純利益/総資産（期首・期末平均）
ROE		8%程度 ※1	4.7%	10.4%	純利益/自己資本（期首・期末平均）
D/Eレシオ ハイブリッド社債・ハイブリッドローン 考 慮 後 ※ 2		0.9程度	0.82 0.78	0.85 0.81	
CO ₂ 削減貢献量※3		1,200万t	1,150万t	952万t	
営業キャッシュ・フロー		1.1兆円 (2023-2025年 度)	3,360億円	3,822億円	純利益+減価償却（長期前払費用償却 含む）
投資	成長投資 内脱炭素関連	6,500億円 2,300億円 (2023-2025年 度)	2,687億円 173億円	3,801億円 703億円	
	基盤投資	3,500億円 (2023-2025年 度)	1,286億円	1,008億円	
	連結調整	—	△69億円	△5億円	
計		1兆円 (2023-2025年 度)	3,905億円	4,804億円	回収含まず

※1 スライド差補正後利益
※2 発行済みハイブリッド社債およびハイブリッドローンの資本性50%を調整
※3 海外含む



取締役会

取締役会は、原則として毎月1回開催され、法令および定款等のほか、取締役会規則の定めるところにより、経営計画、経営方針その他当社の経営の重要な意思決定を行っています。また、業務執行の決定権限を大幅に執行役社長に委任し、経営にスピードをもたらすとともに、経営全体を俯瞰したモニタリングを通じ、企業価値向上を図っています(2023年度の開催回数:12回)。多様性と客観性のある監督を取締役会運営の中心に置くため、現在、取締役9名のうち6名を独立社外取締役としています。



※ 2021年6月株主総会終了後～

取締役会の実効性をさらに高めるため、各取締役によるアンケート形式の自己評価および第三者評価を毎年行い、取締役会全体で今後さらなる改善を図るべき取組み等について議論しています。2023年度は、取締役会の実効性の評価結果を踏まえ、取締役会議題の年間スケジュールを作成し、東京ガスグループ2023-2025年度中期経営計画の進捗状況等についてより計画的にモニタリングするとともに、長期的な視点から2030年以降を見据えた東京ガスグループカーボンニュートラルロードマップ2050等について議論しました。また、取締役会以外の場では、非執行の取締役8名を対象に事業理解を深めるためのオフサイトミーティングを開始し、各事業の概要説明や視察等を実施しました。



オフサイトミーティング：東京ガスライフバル（東京ガスNext one）との意見交換の様子



指名委員会

指名委員会は、取締役の選任・解任に関する株主総会の議案内容、執行役の選任・解任等に関する取締役会の議案内容の決定等を行っています。

[具体的な活動]

スキル・マトリックスを踏まえた新任社外取締役候補者の選任、代表執行役社長候補者の選任 等（2023年度の開催回数：6回）



監査委員会

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の決定、会計監査人の選任・解任および不再任に関する議案内容の決定等を行っています。

[具体的な活動]

監査委員会監査計画の策定、内部統制システムの構築・運用状況等の監査、内部監査部門・会計監査人・子会社監査役との連携 等（2023年度の開催回数：14回）



報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の方針を定め、その方針に従い、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定等を行っています。

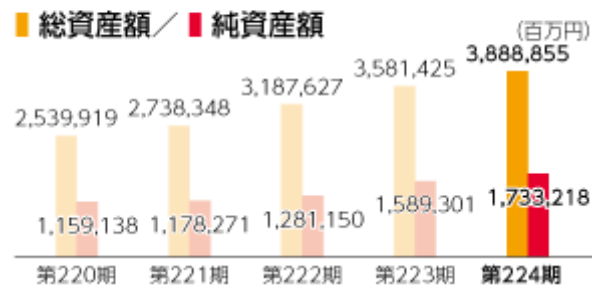
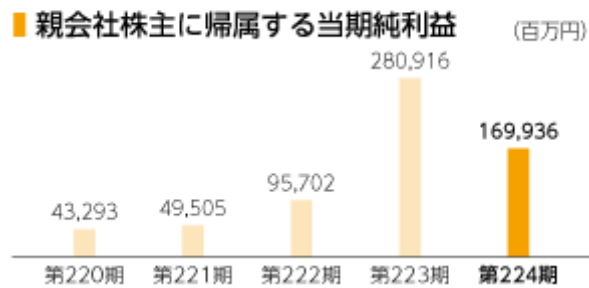
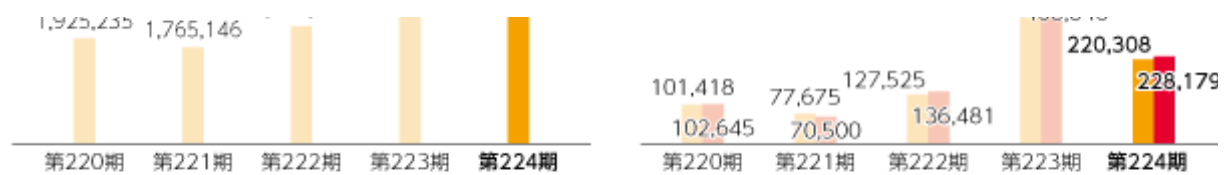
[具体的な活動]

2022年度の業績評価、2023年度の業績評価指標の策定、報酬水準・構成比率の検討 等（2023年度の開催回数：6回）



(6) 財産および損益の状況の推移

区 分		第220期 (2020年3月期)	第221期 (2021年3月期)	第222期 (2022年3月期)	第223期 (2023年3月期)	第224期 (2024年3月期)
売上高	(百万円)	1,925,235	1,765,146	2,154,860	3,289,634	2,664,518
営業利益	(百万円)	101,418	77,675	127,525	421,477	220,308
経常利益	(百万円)	102,645	70,500	136,481	408,846	228,179
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	43,293	49,505	95,702	280,916	169,936
1株当たり当期純利益	(円)	97.86	112.26	217.67	646.99	411.88
総資産額	(百万円)	2,539,919	2,738,348	3,187,627	3,581,425	3,888,855
純資産額	(百万円)	1,159,138	1,178,271	1,281,150	1,589,301	1,733,218
1株当たり純資産額	(円)	2,602.53	2,616.37	2,847.88	3,595.60	4,249.83



(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
Tokyo Gas America Ltd.	3,454,032千米ドル	100.00	米州におけるエネルギー関連事業等への出資
TG Natural Resources LLC	1,993,348千米ドル	93.15	テキサス州およびルイジアナ州におけるガス開発・生産事業
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	1,137,593千米ドル	100.00	豪州におけるエネルギー関連事業等への出資
Rockcliff Energy IILLC	1,096,590千米ドル	93.15	テキサス州およびルイジアナ州におけるガス開発・生産事業
TOKYO GAS UNITED KINGDOM LTD.	468,940千英ポンド	100.00	欧州におけるエネルギー関連事業等への出資
TG Aktina Holdings LLC	457,000千米ドル	100.00	太陽光発電所の運転・管理および電力供給
TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.	327,968千Sドル	100.00	東南アジアにおけるエネルギー関連事業等への出資
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	14,000百万円	100.00	エネルギーサービスおよび総合エンジニアリング事業
東京ガス不動産株式会社	11,894百万円	100.00	不動産の開発・賃貸・管理・仲介
新居浜LNG株式会社	10,697百万円	50.10	ガスの受託加工およびLNG基地の運営・管理
東京ガスネットワーク株式会社	10,000百万円	100.00	ガス導管事業およびこれに付帯する事業
Tokyo Gas International Holdings B.V.	54,734千ユーロ	100.00	海外事業への出資
株式会社扇島パワー	5,350百万円	75.00	発電所の運営・管理
長野都市ガス株式会社	3,800百万円	89.22	都市ガス事業
プロミネットパワー株式会社	3,488百万円	100.00	再生可能エネルギー発電所の建設・運転・管理および電力販売・供給
東京エルエヌジータンカー株式会社	1,200百万円	100.00	LNG・LPG輸送船の貸渡・外航海運業
株式会社キャプティソリューションズ	1,000百万円	100.00	給排水・空調工事の設計・施工
東京ガスケミカル株式会社	1,000百万円	100.00	産業ガス・化成品の販売
東京ガスリース株式会社	450百万円	100.00	ガス機器およびガス工事に関するクレジット業務ならびに各種リース業務
東京ガスiネット株式会社	400百万円	100.00	情報処理サービス事業
株式会社ニジオ	47百万円	100.00	電力卸販売事業
ティージーグローバルトレーディング株式会社	10百万円	100.00	LNGトレーディング事業
群馬安中太陽光発電合同会社	1百万円	100.00	太陽光発電所の運転・管理および電力供給
市原八幡埠頭バイオマス発電合同会社	10万円	100.00	バイオマス発電事業
伏木万葉埠頭バイオマス発電合同会社	10万円	100.00	バイオマス発電事業

(注) 1. 上記の重要な子会社25社を含む連結子会社および持分法適用関連会社は127社です。

2. Rockcliff Energy IILLCは、2024年4月1日付で、TGNR Intermediate Holdings LLCに社名変更しています。

(8) 事業の譲渡、合併等の組織再編行為等の状況

当社は、2023年12月28日付（現地時間）で、当社の100%子会社東京ガスアメリカ社が出資する米国テキサス州のガス開発・生産事業会社TG Natural Resources LLCグループを通じて、Quantum Energy Partnersが出資する、米国テキサス州にてガス開発・生産事業を行う会社Rockcliff Energy II LLC※の全株式を取得し子会社化しました。

※Rockcliff Energy II LLCは、2024年4月1日付で、TGNR Intermediate Holdings LLCに社名変更しています。

(9) 主要な営業所など（2024年3月31日現在）

① 企業集団の主要拠点

東京ガス株式会社（当社）		本 社（東京都港区）	
	LNG基地	根岸LNG基地（神奈川県横浜市）	袖ヶ浦LNG基地（千葉県袖ヶ浦市） 扇島LNG基地（神奈川県横浜市）
東京ガスネットワーク株式会社		本 社（東京都港区）	
	導管事業部	中央導管事業部（東京都港区）	西部導管事業部（東京都世田谷区） 東部導管事業部（東京都荒川区）
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社		本 社（東京都港区）	
東京ガス不動産株式会社		本 社（東京都港区）	
		北部導管事業部（東京都北区） 神奈川導管事業部（神奈川県横浜市）	

② 重要な子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
Tokyo Gas America Ltd.	ア メ リ カ ヒ ューストン	長 野 都 市 ガ ス 株 式 会 社	長野県長野市
TG Natural Resources LLC	ア メ リ カ ヒ ューストン	プ ロ ミ ネ ッ ト パ ワー 株 式 会 社	東 京 都 港 区
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア パ ー ス	東京エルエヌジータンカー株式会社	東 京 都 港 区
Rockcliff Energy LLC	ア メ リ カ ヒ ューストン	株式会社キャプティソリューションズ	神奈川県川崎市
TOKYO GAS UNITED KINGDOM LTD.	イ ギ リ ス ロ ン ド ン	東 京 ガ ス ケ ミ カ ル 株 式 会 社	東 京 都 港 区
TG Aktina Holdings LLC	ア メ リ カ ヒ ューストン	東 京 ガ ス リ ー ス 株 式 会 社	東京都新宿区
TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.	シンガポール	東 京 ガ ス i ネ ッ ト 株 式 会 社	東 京 都 港 区
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	東 京 都 港 区	株 式 会 社 ニ ジ オ	東 京 都 港 区
東京ガス不動産株式会社	東 京 都 港 区	ティージーグローバルトレーディング株式会社	東 京 都 港 区
新 居 浜 L N G 株 式 会 社	愛媛県新居浜市	群馬安中太陽光発電合同会社	東 京 都 港 区
東京ガスネットワーク株式会社	東 京 都 港 区	市原八幡埠頭バイオマス発電合同会社	東 京 都 港 区
Tokyo Gas International Holdings B.V.	オ ラ ン ダ アムステルダム	伏木万葉埠頭バイオマス発電合同会社	富山県高岡市
株 式 会 社 扇 島 パ ワー	神奈川県横浜市	—	—

(10) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事 業	従業員数（前期末比増減）
エ ネ ル ギ ー ・ ソ リ ュー シ ョ ン	9,522名（ 309名）
ネ ッ ト ワ ー ク	3,974名（ △734名）
海 外	443名（ 83名）
都 市 ビ ジ ネ ス	909名（ 31名）
全 社	656名（ △148名）
合 計	15,504名（ △459名）

(注) 1. 従業員数は常勤の就業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2. 全社とは、一般管理部門を指します。
3. 2023年10月より一部事業区分を変更しましたが、前期末比増減については、事業区分変更前の前期末数値と比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
3,190名（ 130名）	43.5歳	18.8年

(注) 1. 従業員数は常勤の就業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2. 平均年齢および平均勤続年数には、受入出向者分は含みません。

(11) 主要な借入先および借入額（2024年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	242,110
信 金 中 央 金 庫	46,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	34,800
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	29,673

農 林 中 央 金 庫	28,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	26,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	24,850
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	24,000
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	18,500
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	17,521

(注) シンジケートローンの内訳は、株式会社みずほ銀行を幹事とする協調融資10,000百万円、JPMorgan Chase Bank, N.A.を幹事とする協調融資103,960百万円、三井住友信託銀行株式会社を幹事とする協調融資23,677百万円、株式会社千葉銀行を幹事とする協調融資40,972百万円及び株式会社三菱UFJ銀行・株式会社みずほ銀行・株式会社三井住友銀行を幹事とする劣後特約付協調融資63,500百万円です。

2 株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 1,300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 400,452,159株
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 98,778名
- (5) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	62,977	15.78
日本生命保険相互会社	31,296	7.84
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,055	4.77
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	9,184	2.30
東京瓦斯グループ従業員持株会	8,132	2.04
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険	7,098	1.78
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,029	1.51
J P モルガン証券株式会社	5,961	1.49
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	5,399	1.35
J P MORGAN CHASE BANK 385781	5,019	1.26

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,251,576株）を控除して計算しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち184,800株については、当社の役員等向け株式交付信託の信託財産として保有する株式を含んでおります。

(6) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、当社の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

当期においては、職務執行の対価として、前期末に退任した執行役1名に対し4,800株、当期中に退任した取締役3名に対し13,000株（うち、社外取締役1名に対し700株）を交付しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

- ①自己株式の消却 普通株式 34,422,900株
消却価格の総額 112,178,379,207円
- ②事業年度末における保有自己株式 普通株式 1,251,576株

3 新株予約権等に関する事項（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の氏名等（2024年3月31日現在）

①取締役

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
内田 高史	取締役会長	指名委員、報酬委員	
笹山 晋一	取締役	報酬委員	
比護 隆	取締役	監査委員	
高見 和徳	取締役（社外）	報酬委員長、指名委員	株式会社エフエム東京社外取締役 株式会社ノジマ社外取締役 藤田観光株式会社社外取締役
枝廣 淳子	取締役（社外）	指名委員、報酬委員	有限会社イーズ代表取締役 有限会社チェンジ・エージェント取締役会長 大学院大学至善館教授 株式会社未来創造部代表取締役 特定非営利活動法人ブルーカーボン・ネットワーク理事
引頭 麻実	取締役（社外）	監査委員長	味の素株式会社社外取締役 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役 三井不動産株式会社社外取締役
大野 弘道	取締役（社外）	監査委員	株式会社めぶきフィナンシャルグループ社外取締役
関口 博之	取締役（社外）	監査委員	
淡輪 敏	取締役（社外）	指名委員長、報酬委員	三井化学株式会社取締役会長 KDDI株式会社社外取締役

②執行役

氏名	地位	担当
笹山 晋一	代表執行役社長	CEO（最高経営責任者）
糟谷 敏秀	代表執行役副社長	海外事業カンパニー長
木本憲太郎	代表執行役副社長	CTO（最高技術責任者）、 グリーントランスフォーメーションカンパニー長
小川 慎介	代表執行役副社長	カスタマー&ビジネスソリューションカンパニー長

- (注) 1. 監査の実効性を高めるため、常勤の監査委員を選定しております。
2. 取締役の比護隆および大野弘道は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 執行役の各氏に重要な兼職はありません。
4. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、職務の執行につき善意でかつ重過失がないときは会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結しております。
5. 当社は、各取締役および各執行役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、職務の執行について悪意または重過失がないことを条件に同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。
6. 当社は、保険会社との間で、下記(1)～(3)を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該D&O保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が支払う損害賠償金や訴訟費用等を填補することとし、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等については填補されない等の免責事由があります。
- (1) 当社の役員(取締役・執行役)および執行役員
- (2) 当社が指定する子会社において、役員(取締役・執行役・監査役)または執行役員として、当社から派遣・出向している者
- (3) 当社および子会社以外の法人において、役員(取締役・執行役・監査役)または執行役員として、当社または当社が指定する子会社から派遣・出向している者
7. 当社と重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 取締役および執行役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 （人）
		固定報酬	インセンティブ報酬		
		基本報酬 （月例報酬）	賞与 （業績連動報酬）	株式報酬 （非金銭報酬）	
取締役 （うち、社外取締役）	234 （82）	206 （74）	－ （－）	27 （7）	11 （7）
執行役	278	180	55	43	4

- (注) 1. 取締役の報酬等には、第223回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち、社外取締役1名)の分が含まれています。
2. 取締役を兼務する執行役1名の報酬等は、執行役の報酬等に記載しております。
3. 賞与の金額は、支給予定の額を記載しております。
4. 株式報酬の金額は、2023年4月1日から2024年3月31日までの費用計上額を記載しております。
5. 上記の金額は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

(3) 役員報酬に関わる基本方針

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、以下のとおり「役員報酬に関わる基本方針」を決議しております。

当社は指名委員会等設置会社として、会社法に定める報酬委員会を設置するとともに、社外取締役の中から委員長を選定し、客観性・透明性を確保しつつ、役員（取締役および執行役）の個人別の報酬等を決定する。

(1) 役員の役割と報酬

役員に求められる役割は、短期および中長期にわたる企業価値の向上を図ることであり、報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとする。

(2) 報酬の水準

報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとし、経営環境の変化、外部専門機関の調査に基づく他社水準等を踏まえたものとする。

(3) 年間報酬の構成

年間報酬は「固定報酬（基本報酬）」と「インセンティブ報酬（賞与、株式報酬）」から構成する。

①基本報酬 役位別に定められた定額を、月例報酬として支給する。

②賞与 短期インセンティブ報酬として、役位別に定められた基準額に財務指標・非財務指標に対する期間業績の評価を反映し、年1回支給する。指標については毎年検討を行い、選定する。

③株式報酬 非金銭型の中長期インセンティブ報酬として、役位別に定められた基準額に応じてポイントを付与し、退職時にそのポイント数に応じて株式を交付する。

取締役の報酬は基本報酬および株式報酬、執行役（取締役を兼務する者を含む）の報酬は基本報酬、賞与および株式報酬で構成する。

構成割合については、取締役は基本報酬が90%程度、株式報酬が10%程度、執行役（取締役を兼務するものを含む）は基本報酬が65～70%、賞与が15～20%、株式報酬が10～20%程度とする。

なお、2023年度の取締役および執行役の個人別の報酬等に関しては、上記の「役員報酬に関わる基本方針」に基づき支給しています。賞与については2023年度の業績評価指標の目標の達成状況を踏まえ、報酬委員会において審議のうえ決議した内容を支給予定です。

【参考】

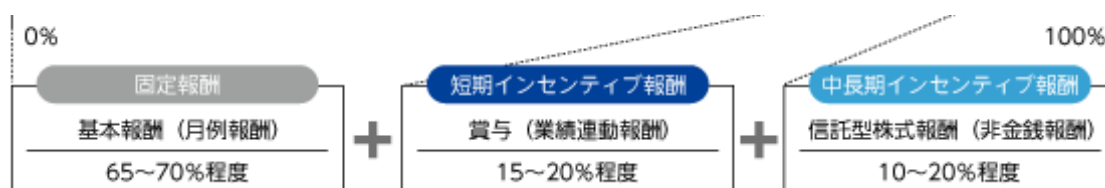
● 非執行の取締役（社内・社外）の報酬構成

取締役の報酬構成割合のイメージ



● 執行役（取締役を兼務する者を含む）の報酬構成

執行役の報酬構成割合のイメージ



(4) 業績連動報酬に係る事項

業績連動報酬として、執行役（取締役を兼務する者を含む）に対して、業績評価指標の達成状況を反映した賞与を支給しています。2023年度の業績評価指標（注）は経営計画の重点管理指標との連動を意識し、報酬委員会において決議しています。なお、業績評価指標については、報酬委員会において毎年度検討を行うこととしています。

賞与の支給額は、役位ごとの基準額に、業績評価指標に対する期間業績の達成状況を定量的・定性的に評価・反映し、決定しています。

（注）2023年度の業績評価指標

財務指標	連結当期純利益	収益性
	営業利益＋持分法利益	
	ガス・電力アカウント増加件数	成長性
	ソリューション売上高	
	海外2030年度営業利益貢献増加額	
非財務指標	国内再エネ電源新規開発量 海外再エネ電源新規開発量	ESG
	CO ₂ 削減貢献量	
	自社活動排出CO ₂ ネット・ゼロ	
	グループ員エンゲージメント向上	

2023年度の各指標の実績として、収益性に関する指標である「連結当期純利益」は1,699億円、「営業利益＋持分法利益」は2,233億円となり、達成率はそれぞれ170%、144%と目標を上回りました。また、成長性に関する指標のうち「ガス・電力アカウント増加件数」「海外2030年度営業利益貢献増加額」およびESGに関する指標のうち「自社活動排出CO₂ネット・ゼロ」「グループ員エンゲージメント向上」の達成率もそれぞれ200%、986%、103%、100%と目標を上回りました。

一方、成長性に関する指標のうち「ソリューション売上高」「再エネ電源新規開発量」およびESGに関する指標のうち「CO₂削減貢献量」については、それぞれ達成率98%、95%、91%と目標を下回りました。

(5) 非金銭報酬に係る事項

当社は、中長期インセンティブ報酬として取締役および執行役に対して株式報酬を支給しています。具体的には、役位別に定められた基準額に応じてポイントを付与し、退職時にそのポイント数に応じて当社株式を交付する信託型株式報酬制度を導入しています。

(6) 社外役員（社外取締役）に関する事項

氏名・出席状況 (◎は委員長)	主な活動状況
高見 和徳 取締役会 100% (12/12回) 指名委員会 100% (6/6回) ◎報酬委員会 100% (6/6回)	電機産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に家電事業において育まれた消費者目線からのマーケティング感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、報酬委員長、指名委員を務め、執行役等の報酬体系の検討・決定、取締役や代表執行役の選任・選定に関わる検討を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。
枝廣 淳子 取締役会 100% (12/12回) 指名委員会 100% (6/6回) 報酬委員会 100% (6/6回)	ジャーナリスト、クリエイターとして培われたエネルギーとサステナビリティに関わる高度な知見と発信能力、豊富な地域実践体験および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、指名委員、報酬委員を務め、代表執行役の選任・選定に関わる検討、執行役等の報酬体系の検討・決定を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。
引頭 麻実 取締役会 91% (11/12回) ◎監査委員会 100% (14/14回)	金融分野におけるアナリスト、アドバイザーとして培われた高度で多様な経営分析・指導、監視機関の経験の中で育まれたリスク視点からのマネジメント感覚および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、監査委員長を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。

氏名・出席状況 (◎は委員長)	主な活動状況
大野 弘道 取締役会 100% (12/12回) 監査委員会 100% (14/14回)	食品産業の役員として培われた広い視点と高い見識に基づく経営能力、特に財務部門において育まれたグループ視点、リスク視点からのマネジメント感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、監査委員を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。
関口 博之 取締役会 100% (12/12回) 監査委員会 100% (14/14回)	放送記者、解説委員として培われたエネルギー、サステナビリティをはじめ経済全般に対する鋭い着眼力、本質に迫る深い洞察力、視聴者目線に立った説明力および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、監査委員を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。
淡輪 敏 取締役会 100% (10/10回) ◎指名委員会 100% (6/6回) 報酬委員会 100% (4/4回)	化学メーカーの企業経営者として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、ガバナンスに関する知見、特に経営改革、事業再編等において育まれたリスク視点からのビジネス感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、指名委員長、報酬委員を務め、代表執行役の選任・選定に関わる検討、執行役等の報酬体系の検討を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。

(注) 1. 当社は、各社外取締役を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。
2. 淡輪敏については、2023年6月29日就任後の状況を記載しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	135	2
連 結 子 会 社	181	8
計	316	11

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社における監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
2. 監査委員会は、当社の会計監査に関する会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠および従前の監査実績等を踏まえ、報酬等の額について検討を行い、会社法第399条第1項および第4項に基づく同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Tokyo Gas America Ltd.、TG Natural Resources LLC、TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、Rockcliff Energy II LLC※、TOKYO GAS UNITED KINGDOM LTD.、TG Aktina Holdings LLC、TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.、およびTokyo Gas International Holdings B.V.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
※Rockcliff Energy II LLCは、2024年4月1日付で、TGNR Intermediate Holdings LLCに社名変更しています。
4. 当社の連結子会社は上記以外に、前事業年度の監査証明業務に基づく報酬の追加2百万円を、当該事業年度に支払っております。
5. 上記の金額は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である、無担保社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査委員会は、会計監査人の独立性、専門性、品質管理等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 株主還元方針

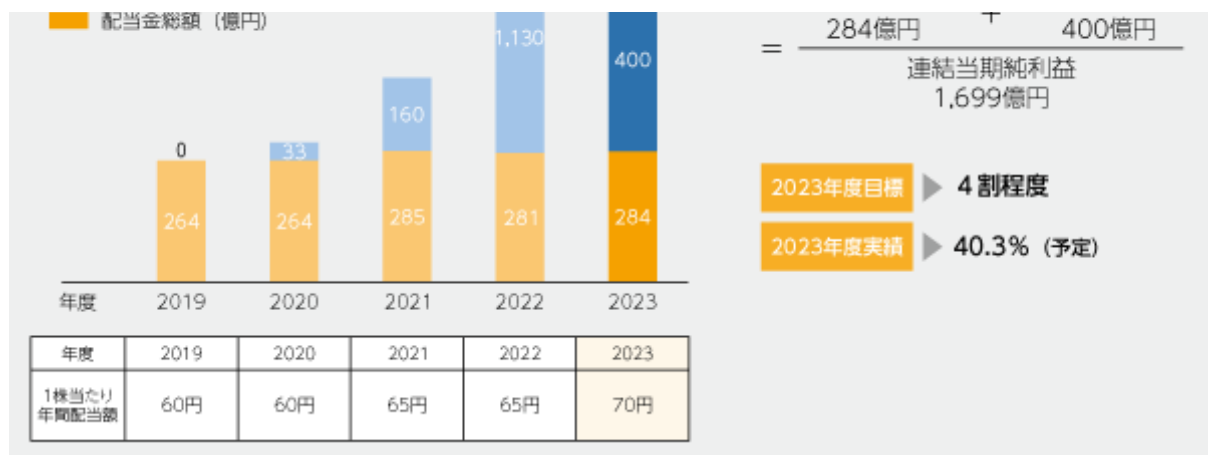
当社は、2023年2月22日開催の取締役会において、以下のとおり「株主還元方針」を決議しております。

配当に加え、消却を前提とした自己株式取得を株主還元の一つとして位置付け、総還元性向（連結当期純利益に対する配当と自己株式取得の割合）は、各年度4割程度を目安とします。

配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していきます。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2024年4月25日開催の取締役会決議により、1株当たり37.5円としました。効力発生日および支払開始日は、2024年6月6日です。また、第2四半期末の配当32.5円と合わせた年間配当総額は、1株につき70円となります。併せて、同じく2024年4月25日開催の取締役会決議により、17百万株または400億円を上限とする自己株式の取得を決定しております。

なお、当社は、2021年6月29日開催の第221回定時株主総会決議により、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能である旨を定款に定めています。



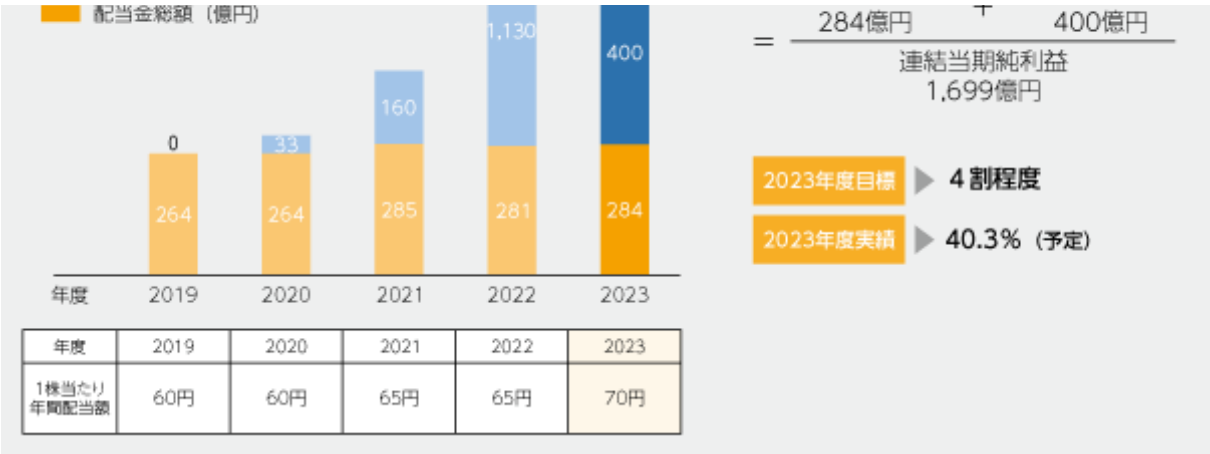
株主還元方針

当社は、2023年2月22日開催の取締役会において、以下のとおり「株主還元方針」を決議しております。

配当に加え、消却を前提とした自己株式取得を株主還元の一つとして位置付け、総還元性向（連結当期純利益に対する配当と自己株式取得の割合）は、各年度4割程度を目安とします。
配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していきます。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2024年4月25日開催の取締役会決議により、1株当たり37.5円としました。効力発生日および支払開始日は、2024年6月6日です。また、第2四半期末の配当32.5円と合わせた年間配当総額は、1株につき70円となります。併せて、同じく2024年4月25日開催の取締役会決議により、17百万株または400億円を上限とする自己株式の取得を決定しております。

なお、当社は、2021年6月29日開催の第221回定時株主総会決議により、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能である旨を定款に定めています。



7 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、以下のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」の改定を決議しております。

当社は上場会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われることも考えられますが、その場合に応じるか否かは、最終的には当社の株主さま全体のご意思に基づき決定されるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的・方法等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものがあり、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に検討していきます。

当社としては、不適切な大量買付行為に対する最大の防衛策は「企業価値の向上」であると考えております。現在のところ、当社は具体的な買収の脅威にさらされておらず、いわゆる「買収防衛策」を予め導入することはいたしません。市場動向等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要

当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会の決議の内容（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）の概要、およびその運用状況の概要は以下のとおりです。

I. 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、2023年7月27日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、以下のとおりいたしました。

東京ガス株式会社（以下、「当社」という。）は、経営理念のもと、適法性・健全性・透明性を確保しつつ、経営・執行責任の明確化、監督・監査機能の強化を図り、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行を推進することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現する。

当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、それぞれの自律性を尊重するとともに、全体最適の追求を共通の理念とすることにより、その持続的な発展を志向する。

上記を踏まえ、当社グループの業務の適正を確保するため、取締役会は内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。本方針に基づき、執行役は当社グループにおける内部統制システムを実効的に構築・運用する役割と責任を負う。

(1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基盤として「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② コンプライアンス活動の方針および体制を定め、継続的な啓発教育等によりコンプライアンス意識の醸成を図る。
- ③ 内部通報・相談窓口を当社グループ内外に設置するとともに、運用状況等を監査委員会に報告する。また、上記窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ④ 当社グループの内部統制に関する諸規則等を管理する組織を設置し、法令遵守、サイバーセキュリティの確保等を図る。
- ⑤ 当社グループの内部監査を分掌する部門（以下、「内部監査部門」という。）を設置し、業務執行の状況を効率的・効果的に監査する。内部監査部門は、監査結果を監査委員会および被監査子会社の取締役等に報告する。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する方針および体制を定め、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑦ インサイダー取引防止および情報開示に関する方針および体制を定め、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。
- ⑧ 反社会的勢力の違法または不当な要求を毅然として拒否する等、「私たちの行動基準」に定め、適切な対応を図る。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 執行役の職務の執行に係る情報等について、文書および電磁的記録の取り扱いを定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態とする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理方針」に従い、執行役社長を統括責任者とするリスク管理体制を構築・運用する。また、経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに執行役および監査委員に報告する体制とする。
- ② 災害、製造供給支障その他不測の非常事態が発生した場合の体制整備・事業継続計画を定め、迅速かつ適切な対応を図る。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および重要な子会社の中長期経営計画・単年度経営計画の策定・進捗その他「取締役会規則」に定められた事項等について、取締役会に定期的に報告する。
- ② 経営に係る重要な事項について、執行役の合理的な意思決定を支援する会議体を設置し、必要に応じて多面的な検討を行う。また、当該会議体の諮問機関を設置し、投資・出資・融資に関する案件その他の重要な事項について、専門的な観点から答申を行う。
- ③ 業務執行に関する決定権限および職務分掌を定め、その責任と権限を明確化する。

(5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理に関する方針および体制を定め、子会社の取締役等に内部統制システムの整備に関する基本方針の決定、その構築・運用を求めるとともに、子会社の株主総会付議事項の承認、その他の重要な事項の報告等を通して子会社を管理する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

- ① 監査委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人等を配置する。当該使用人等が監査委員会の指揮命令下で当該補助業務を円滑に行うことができる環境を整備する。
- ② 当該使用人等に関する人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行う。

(7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告する。また、上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ② 監査委員会の選定する監査委員が、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることを、および重要な情報を入手できることを保証する。
- ③ 監査委員が法令に基づき費用等の請求をした場合は、当該費用等を負担する。
- ④ 監査委員会が、内部監査部門、会計監査人および子会社の取締役等と連携することを含め、監査活動を実効的に実施できるよう措置を講じる。
- ⑤ 監査委員会からの求めがある場合、執行役社長は調査を実施し、その結果を監査委員会に報告する。なお、監査委員会は、執行役の職務の執行に法令または定款に違反するおそれがある等、必要があると認める場合には、内部監査部門に対して直接指示することができ、当該指示は執行役社長の指示に優先する。

Ⅱ. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社全体の内部通報・相談窓口として「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」をグループ内外に設置し、イントラネット等を通じて同窓口および内部通報者に対する不利な扱いの禁止等の利用ルールを周知しております。

内部監査部門である監査部は、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、当社各部門および子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行うとともに、監査結果は監査委員会および被監査子会社の取締役等に適宜報告しております。

代表執行役社長は「財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する規則」を定め、適正かつ適切な内部統制の整備・運用に努めるとともに、評価結果について会計監査人の監査を受け、財務報告の信頼性を確保しております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な業務執行の決定またはその監督に係る決裁文書や議事録等については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」等を定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧できる状態としております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク統制規則」に具体的なリスク統制プロセスを定め、毎年、当社および子会社の事業に重要な影響を及ぼすリスクの見直しを行うとともに、リスク管理委員会およびリスク管理部門において管理状況の把握や対応策の検討を行っております。

大規模な災害・事故等の不測の事態に対しては、「非常事態対策規則」に従って体制を整備しており、当期は、3件の対応を行いました。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および重要な子会社の経営計画の策定・進捗状況その他の事項等について、取締役会に対して定期的に報告を行っております。また、経営に係る重要な事項について、執行役および役付執行役員で構成される「経営会議」を設置し、定期的に審議等を行っております。

(5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制

執行役は「子会社管理規則」に基づき、子会社から決算に関わる計算書類等の重要事項等の報告を受け、または事前承認を行っております。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

監査委員会の職務を補助する専任組織として監査委員会室を設置し、4名を配置するとともに、補助業務を円滑に行うことができる環境を整備しております。また、当該使用人等の人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行っております。

(7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告しております。

監査委員会の選定する監査委員に対し、経営会議、経営倫理委員会、リスク管理委員会等の重要な会議へ出席し適法性等の観点から意見を述べる機会、および重要な情報を入手できる機会を確保しております。

監査委員会と監査部、会計監査人および子会社取締役等との連携を含め、監査委員会の監査活動が実効的に実施できるよう必要な措置を講じております。当期、監査部は16回、会計監査人は12回、子会社監査役は20回、監査委員会または常勤の監査委員と情報・意見交換をしております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年 5 月13日

東京瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 穴 戸 通 孝
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 宮 晋 伍
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 相 澤 尚 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第224期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第224期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、内部統制システム（会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、監査計画、監査基準及び職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針）に対する意見については、取締役会における決議に際しての審議状況等を踏まえ、検討いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました（日本公認会計士協会「倫理規則」（非保証業務の提供及び報酬関連情報等）に係る対応の状況を含む）。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、国際情勢等により経営環境の不確実性が高まっていることを踏まえた当社グループの対応について引き続き注視してまいります。

2024年5月15日

東京瓦斯株式会社 監査委員会

監査委員長 引頭 麻実

監査委員 大野 弘道

監査委員 関口 博之

監査委員（常勤）比護 隆

（注）監査委員引頭麻実、大野弘道及び関口博之は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

以上